

事件報道から学ぶ (ベトナム人不法就労あっせん事件)

今回は、ネット記事 (9月8日付き京都新聞) からです。

記事には、大きな見出しで、「ベトナム人に不法就労あっせん」「ブローカーの日本語学校職員を逮捕」と出ています。内容は、「京都府警組対1課と東山署などは8日までに、入管難民法違反 (不法就労あっせんなど) の疑いで、ベトナム国籍の日本語学校職員 (37) =京都市伏見区=と人材派遣会社の元社長 (37) =西京区=ら男3人を逮捕した。府警は、日本語学校職員がブローカーとみている。日本語学校職員の逮捕容疑は、2018年12月～19年8月、通訳などの専門職を対象にした在留資格『技術・人文知識・国際業務』で入国した20～30代のベトナム人の男女2人を、資格で認められない単純労働をさせる目的で、同社にあっせんした疑い。残る2人の逮捕容疑は共謀して19年8月～今年5月、ベトナム人女性に西京区のクリーニング店でアイロンがけなどの単純労働をさせた疑い。府警によると、日本語学校職員は、1人当たり約40～65万円のあっせん料を得ていた。伏見区の日本語学校に勤めながら、17年10月にベトナムで日本語学校を開設し、日本での就労を希望する生徒ら計15人を同社にあっせんしていた。容疑を一部否認しているという。」としてあります。

さて、今回は留学生のアルバイトの問題と合わせ、外国人の雇用問題を考えてみます。

まず、逮捕されたベトナム国籍の日本語学校職員は、在留資格で認められていない単純労働をさせる目的で、ベトナム人の男女を人材派遣会社にあっせんした容疑であり、入管法の不法就労助長罪 (入管法第73条の2) が適用されています。

これは、働くことが認められていない外国人を雇用した事業者や、不法就労をあっせんした者に適用されます。

なお、不法就労とは、

- ・ 不法滞在者 (オーバースティ) や退去強制の処分を受けている者が働く
- ・ 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働く
(留学生、難民認定申請中の者が許可を得ないで働く)
- ・ 働くことが認められている外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて働く
(調理人や語学学校教師として認められた人が工場で単純労働をすること、留学生が許可された労働時間を超えて働く)

場合などが該当します。

言うまでもなく、今回の事件の特徴は、日本語学校の職員が外国人雇用のブローカーとして介在していたことです。

こうした事件の背景として、従来から、日本で働きたい外国人と、学生を集めたい日本語

学校、それに人手不足に悩む地方企業の3者をつなぐ形で、留学生を食いものにする悪質ブローカーが暗躍していると言われてきました。

本事例で不法就労していたベトナム人男女は、「技術・人文知識・国際業務」の資格で在留しながらアイロンがけという単純労働についていた疑いがあります。

いわゆる「技人国」の資格を取得する外国人が行う業務は、「技術や知識などの専門性を必要とする業務」であり、単純な作業、例えばホテルの宿泊客の荷物の運搬とか室内の清掃作業は除かれています

本件では、資格外活動（不法就労）をしていたベトナム人男女の責任もさることながら、問われるべきはベトナム国籍の日本語学校職員のブローカーとこのブローカーと結託していた人材派遣会社の者であります。

ブローカーは、1人につき40万円から65万円のあっせん料を得ていたとのことであり、人材派遣会社も暴利をむさぼっていたことは想像に難くありません。

また、このブローカーは、ベトナムで日本語学校を開設し、日本での就労を希望する生徒計15人を人材派遣会社にあっせんしていたともいいます。

報道の事例とは、若干異なりますが、留学生のアルバイトの問題に関し、学校関係者や留学生の皆さんに注意していただきたい点を述べておきます。

まず、「アルバイトの時間制限」に関することです。

留学生の在留資格は、「留学」ですから、学業が本分です。アルバイトではありません。

留学生が、学業以外の活動、つまりアルバイトをするには、出入国在留管理庁から資格外活動の許可を受けなければなりません。

資格外活動の許可を受けずにアルバイトをすると（通常、考えられません）入管法違反（不法就労）となります。

また、資格外活動の許可を受けていても、学業をないがしろ（そっちのけ）にしてアルバイト（報酬を受ける活動）を専ら行っていたと認められる場合には、不法就労となり、入管法違反（法第70条1項4号）で罰せられます。

この場合には、退去強制の対象となります。退去強制になると5年間は、日本に入国できなくなります。

また、資格外活動の許可を得ていても、活動の範囲として認められたアルバイトの制限（週28時間以内や風俗関連営業への就労禁止）に反した場合にも資格外活動となり、罰則規定（法第73条）があります。

その場合、在留期間の更新を受けることが難しくなり、学業を中断せざるを得なくなってしまいます。

留学生の皆さんが、アルバイトをする場合は、学校の先生方に、

- ・ アルバイト先は、何で見つけたか
- ・ どこで、どんな仕事を、何時から何時までやっているのか
- ・ 仕事先の責任者は誰か、連絡先は

- ・ アルバイト代の受取り方法は、月にいくらか
といったことを伝えておくとともに、アルバイト先に変更があった場合には、速やかにその旨を学校に届出をして下さい。